



# 熊本県公報

第13115号  
令和4年(2022年)  
3月29日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○洪水浸水想定区域の指定	(河川課) 1
○低炭素建築物新築等計画認定申請等における指定	(建築課) 4
○宇城都市計画下水道事業松橋不知火公共下水道の事業計画変更認可	(下水環境課) 4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ) 5
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 ) 6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ) 7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	( 〃 ) 8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ) 8
○宇城都市計画下水道事業小川公共下水道の事業計画変更認可	(下水環境課) 9
○熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道(熊本市熊本北部流域関連公共下水道)の事業計画変更認可	( 〃 ) 9
○熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業 富合公共下水道(熊本市富合公共下水道)の事業計画変更認可	( 〃 ) 10
○熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道(熊本市公共下水道)の事業計画変更認可	( 〃 ) 10
<b>公 告</b>	
○道路の位置の指定	(建築課) 11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 11
<b>登 載 依 頼</b>	
○藤崎台県営野球場使用規則等の一部を改正する規則	(体育保健課) 11

## 告 示

### 熊本県告示第266号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号の規定に基づき、次の河川に係る洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域)を指定する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 河川名

1	一級河川筑後川水系	筑後川
2	一級河川筑後川水系	樅木川
3	一級河川筑後川水系	小園川
4	一級河川筑後川水系	蓬萊川
5	一級河川筑後川水系	志賀瀬川
6	一級河川筑後川水系	馬場川
7	一級河川筑後川水系	満願寺川
8	一級河川緑川水系	緑川
9	一級河川緑川水系	内田川
10	一級河川緑川水系	天明新川
11	一級河川緑川水系	浜戸川
12	一級河川緑川水系	安永川
13	一級河川緑川水系	仁子川
14	一級河川緑川水系	滑川
15	一級河川緑川水系	錦郷川
16	一級河川緑川水系	谷郷川
17	一級河川緑川水系	小熊野川
18	一級河川緑川水系	谷口川
19	一級河川緑川水系	下上郷川
20	一級河川緑川水系	西川

2 1	一級河川	緑川水系	襲川
2 2	一級河川	緑川水系	大沢水川
2 3	一級河川	緑川水系	潤川
2 4	一級河川	緑川水系	加勢川
2 5	一級河川	緑川水系	健軍川
2 6	一級河川	緑川水系	藻器堀川
2 7	一級河川	緑川水系	保田窪放水路
2 8	一級河川	緑川水系	木山川
2 9	一級河川	緑川水系	秋津川
3 0	一級河川	緑川水系	鷺川
3 1	一級河川	緑川水系	矢形川
3 2	一級河川	緑川水系	天水川
3 3	一級河川	緑川水系	岩戸川
3 4	一級河川	緑川水系	赤井川
3 5	一級河川	緑川水系	畑中川
3 6	一級河川	緑川水系	金山川
3 7	一級河川	緑川水系	布田川
3 8	一級河川	緑川水系	滝川
3 9	一級河川	緑川水系	御船川
4 0	一級河川	緑川水系	八勢川
4 1	一級河川	緑川水系	上滑川
4 2	一級河川	緑川水系	竜野川
4 3	一級河川	緑川水系	津留川
4 4	一級河川	緑川水系	釈迦院川
4 5	一級河川	緑川水系	白石野川
4 6	一級河川	緑川水系	幕川
4 7	一級河川	緑川水系	一の谷川
4 8	一級河川	緑川水系	坂谷川
4 9	一級河川	緑川水系	筒川
5 0	一級河川	緑川水系	瀬峯川
5 1	一級河川	緑川水系	柏川
5 2	一級河川	緑川水系	千滝川
5 3	一級河川	緑川水系	白小野川
5 4	一級河川	緑川水系	内大臣川
5 5	一級河川	緑川水系	笹原川
5 6	一級河川	緑川水系	五老滝川
5 7	一級河川	緑川水系	黒木尾川
5 8	一級河川	緑川水系	都々良川
5 9	一級河川	緑川水系	東御所川
6 0	一級河川	緑川水系	西御所川
6 1	一級河川	緑川水系	大矢川
6 2	一級河川	緑川水系	広戸川
6 3	一級河川	緑川水系	黒峰川
6 4	一級河川	大淀川水系	綾北川
6 5	一級河川	大淀川水系	平谷川
6 6	一級河川	大淀川水系	湯の原川
6 7	一級河川	五ヶ瀬川水系	五ヶ瀬川
6 8	一級河川	五ヶ瀬川水系	川走川
6 9	一級河川	五ヶ瀬川水系	旅草川
7 0	一級河川	五ヶ瀬川水系	柳谷川
7 1	一級河川	五ヶ瀬川水系	中島川
7 2	一級河川	五ヶ瀬川水系	吉尾野川
7 3	一級河川	五ヶ瀬川水系	湯ノ谷川
7 4	一級河川	五ヶ瀬川水系	神働川
7 5	一級河川	五ヶ瀬川水系	宇谷川
7 6	一級河川	大野川水系	大野川
7 7	一級河川	大野川水系	産山川
7 8	一級河川	大野川水系	菜黄川
7 9	一級河川	大野川水系	山鹿川
8 0	一級河川	大野川水系	大利川
8 1	一級河川	大野川水系	吐合川
8 2	一級河川	大野川水系	大蘇川
8 3	一級河川	白川水系	白川
8 4	一級河川	白川水系	両併川
8 5	一級河川	白川水系	冬野川
8 6	一級河川	白川水系	鳥子川
8 7	一級河川	白川水系	黒川
8 8	一級河川	白川水系	乙姫川

89	一級河川白川水系	花原川
90	一級河川白川水系	西岳川
91	一級河川白川水系	今町川
92	一級河川白川水系	東岳川
93	一級河川白川水系	宮川
94	一級河川白川水系	古恵川
95	一級河川白川水系	黒戸川
96	一級河川白川水系	原尻谷川
97	一級河川白川水系	大畑川
98	一級河川白川水系	大畑川
99	一級河川菊池川水系	菊池川
100	一級河川菊池川水系	繁根木川
101	一級河川菊池川水系	裏川
102	一級河川菊池川水系	木葉川
103	一級河川菊池川水系	白木川
104	一級河川菊池川水系	西安寺川
105	一級河川菊池川水系	神の木川
106	一級河川菊池川水系	浦田川
107	一級河川菊池川水系	中谷川
108	一級河川菊池川水系	三蔵川
109	一級河川菊池川水系	江田川
110	一級河川菊池川水系	浦谷川
111	一級河川菊池川水系	日平川
112	一級河川菊池川水系	久米野川
113	一級河川菊池川水系	久井原川
114	一級河川菊池川水系	和仁川
115	一級河川菊池川水系	岩村川
116	一級河川菊池川水系	内野川
117	一級河川菊池川水系	坂田川
118	一級河川菊池川水系	岩野川
119	一級河川菊池川水系	西堂の原川
120	一級河川菊池川水系	小坂川
121	一級河川菊池川水系	浦方川
122	一級河川菊池川水系	枝川内川
123	一級河川菊池川水系	奥山川
124	一級河川菊池川水系	男岳川
125	一級河川菊池川水系	吉田川
126	一級河川菊池川水系	石村川
127	一級河川菊池川水系	湧尾川
128	一級河川菊池川水系	名塚川
129	一級河川菊池川水系	菊志川
130	一級河川菊池川水系	岩原川
131	一級河川菊池川水系	柿ノ木川
132	一級河川菊池川水系	新岩原川
133	一級河川菊池川水系	方保田川
134	一級河川菊池川水系	千田川
135	一級河川菊池川水系	宮原川
136	一級河川菊池川水系	合志川
137	一級河川菊池川水系	夏目川
138	一級河川菊池川水系	上生川
139	一級河川菊池川水系	野々島川
140	一級河川菊池川水系	小野川
141	一級河川菊池川水系	塩浸川
142	一級河川菊池川水系	上庄川
143	一級河川菊池川水系	日向川
144	一級河川菊池川水系	矢護川
145	一級河川菊池川水系	峠川
146	一級河川菊池川水系	二鹿来川
147	一級河川菊池川水系	迫間川
148	一級河川菊池川水系	前田川
149	一級河川菊池川水系	川住川
150	一級河川菊池川水系	天神川
151	一級河川菊池川水系	山内川
152	一級河川菊池川水系	広谷川
153	一級河川菊池川水系	木野川
154	一級河川菊池川水系	池永川
155	一級河川菊池川水系	五郎丸川
156	一級河川菊池川水系	初田川

157	一級	河川	菊池川	水系	小木川
158	一級	河川	菊池川	水系	雪野川
159	一級	河川	菊池川	水系	中片川
160	一級	河川	菊池川	水系	鳳来川
161	一級	河川	菊池川	水系	鴨川
162	一級	河川	菊池川	水系	河原川
163	一級	河川	菊池川	水系	生味川
164	一級	河川	菊池川	水系	柏川
165	二級	河川	坪井川	水系	坪井川
166	二級	河川	坪井川	水系	井芹川
167	二級	河川	坪井川	水系	麴川
168	二級	河川	坪井川	水系	万石川
169	二級	河川	坪井川	水系	兎谷川
170	二級	河川	坪井川	水系	堀川
171	二級	河川	氷川	水系	氷川
172	二級	河川	氷川	水系	河俣川
173	二級	河川	氷川	水系	小浦川
174	二級	河川	二見川	水系	二見川
175	二級	河川	水俣川	水系	水俣川
176	二級	河川	水俣川	水系	牧の内川
177	二級	河川	水俣川	水系	湯出川
178	二級	河川	水俣川	水系	久木野川
179	二級	河川	水俣川	水系	宝河内川
180	二級	河川	上津浦川	水系	上津浦川
181	二級	河川	大野川	水系	大野川
182	二級	河川	菜切川	水系	川登川
183	二級	河川	砂川	水系	砂川
184	二級	河川	関川	水系	関川
185	二級	河川	唐人川	水系	尾田川
186	二級	河川	浦川	水系	浦川
187	二級	河川	波多川	水系	八柳川
188	二級	河川	網津川	水系	網津川
199	二級	河川	浦上川	水系	浦上川
190	二級	河川	水無川	水系	水無川
191	二級	河川	境川	水系	境川
192	二級	河川	袋川	水系	袋川
193	二級	河川	坂口川	水系	坂口川
194	二級	河川	亀川	水系	亀川
195	二級	河川	流藻川	水系	流藻川
196	二級	河川	路木川	水系	路木川

熊本県告示第267号

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1項第625号及び別表第26の12から別表第26の14にそれぞれ規定する知事が指定するものを次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 条例第2条第1項第625号に規定する知事が指定するもので設計住宅性能評価書に係るものは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）1に掲げる基準とする。
- 2 条例別表第26の12備考2及び別表第26の13備考2に規定する知事が指定するもので設計住宅性能評価書に係るものは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第3章に掲げる基準とする。
- 3 条例別表第26の14備考4に規定する知事が指定するもので建設住宅性能評価書に係るものは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1章に掲げる基準とする。
- 4 指定年月日  
令和4年（2022年）3月29日

熊本県告示第268号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の

事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 宇城市
- 2 都市計画事業の種類 宇城都市計画下水道事業松橋不知火公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年(1980年)12月26日から令和7年(2025年)3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和55年(1980年)熊本県告示第15号、昭和57年(1982年)熊本県告示第1020号、昭和63年(1988年)熊本県告示第266号、平成2年(1990年)熊本県告示第340号、平成8年(1996年)熊本県告示第270-6号、平成11年(1999年)熊本県告示第334号、平成15年(2003年)熊本県告示第110号、平成16年(2004年)熊本県告示第43号、平成19年(2007年)熊本県告示第135号、平成30年(2018年)熊本県告示第979号及び令和2年(2020年)熊本県告示第595号のうち、宇城市松橋町東松崎字沖割において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

**熊本県告示第269号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
林原	菊池市七城町林原	別図1のとおり	土石流
岩瀬	菊池市七城町亀尾	別図2のとおり	土石流
板井1	菊池市七城町亀尾	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第270号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大谷川2	菊池市旭志弁利	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
大谷川3	菊池市旭志弁利	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
谷山川2	菊池市旭志弁利	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
堀切2	菊池市木野、菊池市七城町山崎	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

山崎2	菊池市七城町山崎	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
林原2	菊池市七城町林原	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
前川	菊池市七城町亀尾	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
新村	菊池市七城町蘇崎	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
板井2	菊池市七城町亀尾	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
板井3	菊池市七城町亀尾	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
小川3	菊池市旭志弁利	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小川4	菊池市旭志弁利	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
妻越2	菊池市旭志伊萩	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
津留1	菊池市旭志小原	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
津留2	菊池市旭志小原	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
平	菊池市旭志麓	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
南桜ヶ水	菊池市旭志麓	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
北桜ヶ水	菊池市旭志麓	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
湯舟	菊池市旭志麓	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
日向2	菊池市旭志川辺	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
日向3	菊池市旭志川辺	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
日向4	菊池市旭志川辺	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

(別図1から別図22は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第271号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
築地井手	菊池市亘	別図1のとおり	土石流

遊蛇口1	菊池市西迫間	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
正観寺2	菊池市隈府、菊池市亘	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊
出田	菊池市森北、菊池市出田	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図4は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第272号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年（2022年）3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
七坪1	菊池市西迫間	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
七坪2	菊池市西迫間	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
西迫間	菊池市西迫間	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
森北入口	菊池市下河原、菊池市森北	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
七坪	菊池市豊間、菊池市西迫間	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
遊蛇口2	菊池市西迫間	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中野瀬1	菊池市豊間、菊池市西迫間	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
中野瀬2	菊池市豊間	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
高野瀬1	菊池市隈府	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
高野瀬2	菊池市隈府	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
高野瀬3	菊池市豊間	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大柿1	菊池市大平	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大柿2	菊池市亘、菊池市大平、菊池市豊間	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
高野瀬4	菊池市隈府	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
中町	菊池市隈府、菊池市玉祥寺	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
正観寺1	菊池市隈府	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

亘1	菊池市亘	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
亘2	菊池市亘	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
築地	菊池市亘	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
亘3	菊池市亘	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
亘4	菊池市大平、菊池市木庭、菊池市亘	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
今村	菊池市今	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
広瀬	菊池市広瀬、菊池市木柑子	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
乙森北1	菊池市森北	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
乙森北2	菊池市赤星、菊池市森北	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
乙森北3	菊池市森北	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
甲森北1	菊池市森北	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
甲森北2	菊池市森北	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

(別図1から別図28は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第273号**

平成21年(2009年)3月24日熊本県告示第235号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
後迫(2)	大津町大津	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
畦原	大津町大津	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第274号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
後迫(2)	大津町大津	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
畦原	大津町大津	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第275号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 宇城市
- 2 都市計画事業の種類 宇城都市計画下水道事業小川公共下水道
- 3 事業施行期間 平成8年(1996年)2月26日から令和7年(2025年)3月31日まで
- 4 事業地
  - (1)収用の部分 該当なし。
  - (2)使用の部分 変更なし。

**熊本県告示第276号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道(熊本市熊本北部流域関連公共下水道)
- 3 事業施行期間 昭和58年(1983年)3月8日から令和8年(2026年)3月31日まで
- 4 事業地
  - (1)収用の部分 変更なし。
  - (2)使用の部分
 

昭和59年3月1日熊本県告示第177号(昭和58年3月8日熊本県告示第233号)、昭和63年3月1日熊本県告示第184号(昭和61年8月26日熊本県告示第643号)、平成2年12月19日熊本県告示第864号(平成3年1月18日熊本県告示第38号)、平成5年5月21日熊本県告示第424号、平成6年12月28日熊本県告示第1044号、平成10年9月21日熊本県告示第601号、平成13年1月26日熊本県告示第70号、平成15年12月3日熊本県告示第1139号、平成19年10月12日熊本県告示第869号、平成22年4月30日熊本県告示第500号、平成23年2月8日熊本県告示第130号、平成15年12月3日熊本県告示第1142号、平成21年3月27日熊本県告示第264号、平成22年1月20日熊本県告示第170号、平成23年3月22日熊本県告示第288号、平成26年4月8日熊本県告示第395号及び平成30年11月26日熊本県告示第983号の事業地のうち、熊本県熊本市中央区黒髪4丁目、北区楠6丁目、北区龍田陳内1丁目、北区鶴羽田5丁目、北区下硯川町字六反畑、北区改寄町字灰塚原、北区硯川町字堀ノ内、北区鹿子木町字園畑、北区植木町広住字蟹迫、北区植木町滴水字迫、宇山ノ頭、北区植木町小野字小町前、北区植木町岩野字相田原、字荻折及び字相田において事業地を変更する。

**熊本県告示第277号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年（2022年）3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業 富合公共下水道（熊本市富合公共下水道）
- 3 事業施行期間 平成11年（1999年）2月17日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 4 事業地
  - (1)収用の部分 変更なし
  - (2)使用の部分 変更なし

**熊本県告示第278号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年（2022年）3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和25年（1950年）7月28日から令和8年（2026年）3月31日まで

- 4 事業地
  - (1)収用の部分 変更なし
  - (2)使用の部分

昭和25年（1950年）7月28日建設省告示第903号、昭和32年（1957年）10月28日建設省告示第1346号、昭和38年（1963年）8月16日建設省告示第2021号、昭和40年（1965年）5月29日建設省告示第1406号、昭和44年（1969年）3月31日建設省告示第1048号、昭和46年（1971年）10月16日熊本県告示第891号、昭和47年（1972年）9月2日熊本県告示第708号、昭和47年（1972年）10月31日熊本県告示第860号、昭和48年（1973年）12月11日熊本県告示第974号、昭和50年（1975年）3月29日熊本県告示第280号、昭和50年（1975年）12月9日熊本県告示第1031号、昭和51年（1976年）8月21日熊本県告示第767号、昭和53年（1978年）3月31日熊本県告示第308号の8、昭和54年（1979年）2月17日熊本県告示第132号、昭和54年（1979年）5月29日熊本県告示第429号、昭和56年（1981年）9月19日熊本県告示第846号、昭和57年（1982年）1月19日熊本県告示第54号、昭和57年（1982年）8月12日熊本県告示第854号、昭和59年（1984年）3月22日熊本県告示第254号、昭和61年（1986年）8月26日熊本県告示第644号、昭和63年3月1日熊本県告示第185号、平成元年（1989年）3月24日熊本県告示第254号、平成3年（1991年）1月30日熊本県告示第85号、平成4年（1992年）8月14日熊本県告示第596号、平成4年（1992年）12月18日熊本県告示第942号、平成5年（1993年）4月9日熊本県告示第330号、平成6年（1994年）9月21日熊本県告示第735号、平成6年（1994年）12月28日熊本県告示第1043号、平成9年（1997年）3月7日熊本県告示第145号、平成10年（1998年）11月30日熊本県告示第761号、平成13年（2001年）2月14日熊本県告示第112号、平成13年（2001年）4月9日熊本県告示第315号、平成15年（2003年）3月24日熊本県告示第290号、平成15年（2003年）12月5日熊本県告示第1152号、平成18年（2006年）1月13日熊本県告示第14号、平成22年（2010年）4月9日熊本県告示第451号、平成24年（2012年）3月2日熊本県告示第209号、平成5年（1993年）3月17日熊本県告示第230号、平成9年（1997年）3月7日熊本県告示第149号、平成13年（2001年）7月6日熊本県告示第561号、平成16年（2004年）7月16日熊本県告示第76号、平成21年（2009年）3月17日熊本県告示第210号、平成23年（2011年）3月22日熊本県告示第300号、平成26年（2014年）4月8日熊本県告示第385号、平成27年（2015年）12月1日熊本県告示第1045号、平成30年（201

8年)11月26日熊本県告示第982号、令和2年(2020年)6月26日熊本  
県告示第542号及び令和2年(2020年)12月1日熊本県告示第873号の事  
業地のうち、熊本県熊本市北区和泉町字前畑、北区貢町字松ノ本、字出口、北区下硯  
川町字日平、西区中原町字下白地、西区谷尾崎町字迫、字汁免、字塘口、西区城山  
師2丁目、西区城山下代4丁目、西区西松尾町字竹洞、西区小島2丁目、西区沖新町  
字白川尻、南区良町5丁目、南区浜口町字下才蓮、南区八分字町字雛尻、字水口、字  
四津江、南区薄場2丁目、南区孫代町字前田、南区城南町六田字能無、南区城南町舞  
原字東、字出水原、南区城南町東阿高字飛尾、南区城南町礎字前田、字山城、南区城  
南町沈目字林後、字新畑、南区城南町今吉野字道上、字池ノ木、字丸山、南区城南町  
下宮地字新田、字向権現、南区城南町阿高字中日焼、南区御幸木部2丁目、南区御幸  
西2丁目、南区御幸西3丁目、南区近見8丁目、南区近見9丁目、東区石原町字一  
田、東区小山7丁目、東区鹿埴瀬町字松山の下、松山の上、東区戸島西3丁目、東区  
戸島西4丁目、東区戸島西7丁目、東区弓削町字古井手下、東区画図町大字重富字外  
無田及び東区画図町大字下無田字大江において事業地を変更する。

**公 告**

**熊本県公告第210号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位  
置の指定を次のとおり行った。  
令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 鹿児島県始良市加治木町本町119番地季一遊5階
- 2 築造者の氏名 浜崎建設株式会社
- 3 道路の位置 宇城市小川町川尻字南古川3番7
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 34.926メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)3月16日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第153号

**熊本県公告第211号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す  
る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和4年(2022年)3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡甲佐町大字下横田字中川原530番1、同753番3、里道の一部及び河川  
の一部  
13,921.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
北九州市若松区大字安瀬8番地の4  
信和鋼板株式会社  
上益城郡御船町大字辺田見1669番地  
大八運送有限会社

**登 載 依 頼**

藤崎台県営野球場使用規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年3月29日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

**熊本県教育委員会規則第1号**

藤崎台県営野球場使用規則等の一部を改正する規則  
(藤崎台県営野球場使用規則の一部改正)

第1条 藤崎台県営野球場使用規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第9号)の一部を  
次のように改正する。  
第5条の次に次の1条を加える。  
(適用除外)

第6条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に藤崎台県営野球場の管理を行わ  
せる場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。  
(熊本武道館条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本武道館条例施行規則(昭和46年熊本県教育委員会規則第25号)の一部を  
次のように改正する。  
第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第12条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に武道館の管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

(熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部改正)

第3条 熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則(昭和53年熊本県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「第8条第3項」を「第9条第4項」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第7条 条例第16条第1項の規定により指定管理者に運動公園の管理を行わせる場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。

(熊本県立総合体育館使用規則の一部改正)

第4条 熊本県立総合体育館使用規則(昭和57年熊本県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第5条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。

(熊本県総合射撃場使用規則の一部改正)

第5条 熊本県総合射撃場使用規則(平成10年熊本県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第5条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に射撃場の管理を行わせる場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。